

メアリ・リンドン・シャンリー著『フェミニズム、  
結婚、ヴィクトリア期イングランドの法』 4

Mary Lyndon Shanley, *Feminism, Marriage and the Law in Victorian England* (Princeton: Princeton University Press, rep. 1993), pp. 35-43.

ジェンダーの学際的研究班  
苑原俊明、山口志保、山口みどり、吉永圭

この間、既婚女性の財産権に関する請願が、貴族院へはブルーム（Brougham）卿から、庶民院へはサー・トーマス・アースキン・ペリー（Thomas Erskine Perry）から上程されていた<sup>26</sup>。ペリーはまた、既婚女性の財産権に関するコモンローの規則を非難する、法律改革協会（LAS）の決議案を庶民院へ上程していた。翌年この問題を取り上げるとの政府からの確約をとりつけて、ペリーは決議案を撤回することに同意した<sup>27</sup>。

ブルーム卿とペリーが既婚女性の財産権問題を議会に提起したところとほぼ同時期に、貴族院は民事の離婚裁判所を創設する法案を審議していた。この時点までは、2つの案件は全く独立したものと認識されてきたし、そのように扱われてきたが、1856年春から1857年の間には既婚女性の財産権と離婚法改革の問題が、分かつことのできないほど結びついていた。議会が行ったこと——および議会が行うことを拒否したこと——の重要性を理解するためには、離婚法案の歴史を追跡する必要がある。

<sup>26</sup> 3 Hansard 141 (14 March 1856), 120. ブルーム卿は、1830年から1834年まで大法官を務め、法律家および法改革者としての長年の目覚しい経歴の保持者であった。1832年選挙制度改革法の貴族院通過を導き、また奴隷廃止の闘いの前面で活躍した。1844年に法律改革協会を設立し、1858年に英国社会科学振興協会が設立されたときから死去するまで、同協会の会長を務めた。既婚女性の財産権・離婚法についての議会での討議の際に彼が女性の権利を擁護したことは、彼が生涯を通じて法的な平等という原則に献身してきたことと一致していた。サー・トーマス・アースキン・ペリーは、1832年選挙制度改革法の強力な支持者であって長年法律の判例報告を行ったのちに、1840年から1852年までボンベイの最高裁判所の判事を務めた。彼は1854年から1859年まで英国議員を務めた後、議員を辞してインド参事会のメンバーを務めた。(*Dictionary of National Biography*)

<sup>27</sup> 3 Hansard 142 (10 June 1856), 1284.

## 議会、離婚法改革および既婚女性の財産権

### 伝統的な離婚法およびクランワース (Cranworth) の離婚法案

離婚法改革の提案は、女性の権利の擁護と全く異なる出発点から始まり、当初においては女性の要望や問題に対して極めて無関心であった。1850年に政府は、離婚に関する王立委員会を設置した。これは、本質的にはローマ・カトリックの教会法によっていたイングランドの伝統的な離婚法を変えようとする、1830年代まで遡る長期にわたる努力を受け継ぐものであった<sup>28</sup>。この制度の下では、離婚事件の管轄権は教会裁判所にあり、当該裁判所は2種類の判決を下した。卓床離婚（食卓と寝床からの離婚, *divorce a mensa et thoro*）は、姦通、極端な虐待または遺棄の場合にのみ認められ、いずれの配偶者も再婚が認められなかった。婚姻の絆からの離婚（*divorce a vinculo matrimonii*）は、再婚の許可を伴った結婚の完全な解消であって、婚姻年齢、精神的無能力、性的無能力または詐欺を理由として結婚が無効であったと認定された場合にのみ、認められた。

1649年から1660年までの共和国時代の短期間を除き、イングランドには議会の個別法律による特別な手続き以外に、民事上の離婚規定は存在しなかった。19世紀までには、毎年約10本の離婚に関する個別法律が議会を通過した。1804年までは、離婚が認められた者全てが、妻の姦通を理由とした男性であり、近親姦姦や重婚という、より悪質な要素を持つ姦通を申し立てた女性4人だけが、議会の個別法律による離婚が認められた<sup>29</sup>。その本質において離婚は姦通を行った妻に対しての懲罰的な措置であって、男性が正当な子孫を得ることを確保するための手段とみなされてきた。

議会の個別法律による離婚を得ることは法的に複雑であって非常にお金がかかるものであった。最初に申立人は教会裁判所から卓床離婚の判決を得る必要があった。次に夫は、妻

<sup>28</sup> クランマー (Cranmer) 大司教は1552年に、その著書 *Reformatio Legum Ecclesiasticarum* のなかで姦通と遺棄を離婚の事由とすべきことを提言し、よりリベラルな離婚法の制定を支持していた。しかしながらヘンリー8世が議会での法改正を断行する前に死去したため、エドワード6世の下での庶民院がこれらの法改正を退けた。そこでイングランド法は、別居のための訴訟のみ認めることとなった。イングランドにおける初期の離婚法について次を見よ。L. Chilton Powell, *English Domestic Relations 1487-1653* (New York: Columbia University Press, 1917), 61-65.

<sup>29</sup> 初期の議会の個別法律による離婚に関しては、次を見よ。 *Parliamentary Papers*, 852-1853 (1604), vol. XL, *First Report of the Commissioners Appointed by her Majesty to Enquire into the Law of Divorce*, p.12, n.6. (以降、*Parliamentary Papers* に言及する際にはPP.と略称する。) イングランドにおける離婚について、2つの歴史書をここで挙げる。O. R. MacGregor, *Divorce in England: A Century Study* (London: Heinemann, 1957) および Allen Horst-man, *Victorian Divorce* (New York: St. Martin's, 1985). 議会の個別法律によって離婚を勝ち得るための技術的側面については、次を見よ。J.J.S. Wharton, *An Exposition of the Laws Relating to the Women of England* (London: Longman, Brown, Green & Longmans, 1853), 450-90.

の愛人とされる者を相手取って「犯罪的姦通」の民事訴訟を起こし、妻と愛人との姦通を立証することにより損害賠償を勝ち取らねばならなかった。これらの2つの手続きで勝ったのちに初めて申立人は、離婚に関する議会による個別法律を上程できた。こうした諸規定の意味することは、再婚の許可を伴う離婚ができるのは、實際上裕福な男性に限られていたということだ。重婚事件での判決言渡しの際にモール（Maule）判事は、こういった法律の現状を皮肉った。重婚で有罪判決を受けた労働者階級の被告人に対して判事は、なぜ被告人が有罪でないと主張するのか、その理由について尋ねた。その答えは、「女房が裏切った。俺の金を奪い、他の男と家出した。だったら俺も別の女房を持っていいと思った。」これに対して、モール判事は次のように応じた。

「お前の考えは全く間違っている。お前は犯罪的姦通の裁判を起すべきだった。この事件が巡回裁判所の女王陛下の裁判官により裁かれていたならば、たぶんお前は損害賠償を認められていただろうに。それにお前は教会裁判所に卓床離婚の裁判を起す必要があったのだ。そこで離婚が認められた後で、お前は貴族院に婚姻の絆からの離婚を請願する必要があったし、また貴族院の法廷において代理人が出廷する必要があったのだ。これらの手続きを踏まえたなら、お前は再婚できたかもしれない。これらの手続きに、一切合財含め千ポンドはかからぬのだ。」

被告人「ああ裁判長様、俺の人生で今まで千ペンス稼いだことはなかったのです。」

モール判事「それが法律というものだ。お前はそれに従うしかないのだ。」<sup>30</sup>【以上翻訳：苑原俊明】

1845年のこのやり取りは、モール判事がまさに意図したとおりに広く報道されたが、同様の婚姻を終わらせるための手段を講じさせる圧力を生み出した。

1850年の王立委員会は、世俗的問題とみなされる事柄に対して教会裁判所が管轄権を持つことも、本質的には司法手続きであることについて議会活動を用いることも、どちらも不適切だとの見解を示した<sup>31</sup>。彼らが勧告したのは、議会が新たに民事裁判所を創設し、そこに婚姻の絆からの離婚を認める権限と、当時教会裁判所で行われていた婚姻訴訟の審理を行う権限を与えることであった。彼らが更に勧告したのは、婚姻の絆からの離婚の唯一の事由は妻の姦通であるが、他方で卓床離婚については男女等しく、姦通、極端な虐待、場合によ

<sup>30</sup> R. H. Graveson and F. R. Crane, *A Century of Family Law* (London: Sweet & Maxwell, 1957), 8.

<sup>31</sup> 王立委員会に影響を与えた、離婚手続き改革のための当初の試みについては、以下を参照せよ。“Report of the Society for Promoting the Amendment of the Law. Ecclesiastical Committee,” *Law Review* 13 (1848) : 347-52; “Divorce,” *Law Review* 1 (1844-1845) : 353-81; and 3 Hansard 73 (8 March 1844), 691-700.

ては一定期間以上に及ぶ故意の遺棄の場合に認められるということであった<sup>32</sup>。少なくとも何人かの女性に対しては婚姻の絆からの離婚を議会が認める慣習を斥けることで、王立委員会は、男性の姦通と女性の姦通との間に絶対的な区別を設けた。この区別とは、キース・トーマスが主張したように、「女性を絶対的に所有したいという男性の願望」に基づいていた。妻たる者、いかに夫の振舞いが極端なものであろうとも繰り返されようとも、過ちを犯した夫を許さなければならなかったのだ。他方、夫は妻の犯した過ちがどんなに短期間のものであっても、過ちを犯した妻を許すことはできなかったのだ<sup>33</sup>。

政府は王立委員会からの提言を受け入れた。1854年6月に、克蘭ワース大法官は貴族院に、婚姻の絆からの離婚にかかる事案を審理する離婚裁判所を創設し、大法官裁判所に裁判別居〔卓床離婚〕についての管轄権を与える離婚法案を提出した<sup>34</sup>。会期が終わりに近づいていたことと、離婚に関する一切の規定を設けることに対する数名の有力な貴族院議員による反対により、当法案は貴族院での第2読会後に廃案とされた<sup>35</sup>。

1855年は、議会では離婚法案についてなら検討が取られなかった。その理由は、アバディーン卿内閣がクリミア戦争での失策の責任を取り、その年に崩壊したことにある。しかし、克蘭ワースはパーマストン内閣でも大法官の職を続け、1856年に再び離婚法案を提出した。その年の議論は1854年の議論とはかなり異なる展開を遂げた。それは主にキャロライン・ノートンの近著「大法官克蘭ワースの婚姻ならびに離婚法案に関する女王への書簡」を巡る巷間の論争と、既婚女性の財産に関する運動の盛り上がりによるものであった。議会に、既婚女性の財産に関する請願書と法案を提出したことで、夫とは別居しながらも自らの名義で未だ財産を所有できない妻の窮状に関心が集まった。既婚女性財産法改革を支持した人々の多くは、今やノートンと共に、男性と女性で異なる離婚事由を明記した離婚法案の諸条項を公然と非難した。議会が民事離婚手続きを創設するのなら、離婚事由として明記され

<sup>32</sup> よりリベラルな見解を支持した反対意見は示されなかった。唯一、王立委員のリーズデイル卿だけが、卓床離婚をいかなる事由に基づいても認めることができないとして、個別意見を提出した (pp, 1852-1853, (1604), XL, 16 and 22)。

<sup>33</sup> Keith Thomas, "The Double Standard", *Journal of the History of Ideas* 20 (April 1959) : 195-216.

<sup>34</sup> 王立委員会の勧告した案からは少し異なり、夫が近親相姦、重婚、極端な虐待によって重大化した姦通の罪がある場合に妻が婚姻の絆からの離婚を提訴することを認める条項が含まれた。その条項によって、当法案はかつての議会慣習に一致するものとなった。離婚原因があまりに狭いと考えた人々に対して、克蘭ワースは姦通だけが聖書で言及された理由だからと論じた。男性と女性に平等な離婚原因を望む人々に対しては、もし妻が夫のたった一度の姦通だけでも離婚することを許されるとしたら、夫は妻が軽い浮気をしただけで離婚を強制できることになる述べた。男性による姦通は、非難はされても我慢ならないものでは決してなかった。この段階での克蘭ワース法案への反対意見は主として、民事離婚についてのいかなる規定についても反対する保守派から寄せられた。リーズデイル卿とオックスフォード主教は法案に反対し、少なくとも姦通者の再婚を禁じる規定へと修正すべきだと主張した。

<sup>35</sup> クランワース大法官による 1854 年法案については、3 Hansard (13 June 1854) 134 を参照のこと。

るものは全て女性と男性とに平等に適用されるべきだと、性の二重基準に抗議する人々は主張した。【以上翻訳：山口志保】

1856年春、リンドハースト卿は提出された離婚法案に関する貴族院の特別委員会委員長を務めた。特別委員会は、法的に別居状態にあるが離婚はしていない妻は、自分自身の財産と契約に関してはfeme soleとしての扱いを受けるべきであると勧告した。同委員会はまた、姦通に加えて虐待、重婚、4年にわたる故意の遺棄、そして近親相姦といった加重事由がある場合には、女性の側から離婚を請求できると規定した<sup>36</sup>。既婚女性財産法案が既婚女性全てにfeme soleの権利を与えようとしたのに比べると、別居した妻にfeme soleの権利を与えるという同委員会の提言はわずかな譲歩にすぎなかった。同様に、男女の離婚事由を同じにすべしという提言に比べ、妻が離婚を請求できるのは夫の不貞に加え著しい凶状があった場合のみとする同案は、最小限の救済を与えるのみで、妻と夫に対して極めて異なった道徳的基準を容認するものであった。同法案の修正点は、単に夫婦間における家父長権を手直ししたにすぎなかったが、フェミニストの関与がなければ、離婚法に関する議論は教会法と民法との関係および民事離婚の正当性にのみ限定されていたであろう。しかし、フェミニストたちは議会審議の性格を変えた。同法案は、当初は教会裁判所の管轄権の縮小と議会制定法による離婚制度の廃止を扱う手立てと見られていたが、既婚女性の性的関係と財産の両方の点での権利と法的地位に影響を与えるものとみなされるものになったのである。

### 議会が離婚法における性の二重基準を認める

1854年の離婚法に関する議論は、主として裁判所の構成、開廷の頻度、裁判手続きの経費、といった法律問題を扱ったが、これとは異なり、1856年と1857年にはより広範な議論が行われ、貴族院議員らは婚姻関係自体に関する事柄に対処することとなった。リンドハースト卿は「原則的には、夫の姦通と妻の姦通との間には何ら区別を設けるべきではない」と主張し、両院で離婚事由を男女平等にすることを最も強硬に支援した<sup>37</sup>。庶民院では、ヘンリ・ドラモンドが、男性の不貞を女性の不貞に比べてより厳しく扱う同僚議員を非難し、『後宮の住人向けの法を作っているトルコ人』や奴隷制廃止に反対の票を投じる奴隷商人のようだと言った<sup>38</sup>。しかしほとんどの議員たちは、夫の姦通が妻の姦通と同様の重大性を持つなどとは思ってもいかなかった。実際、ウィリアム・グラッドストーンは離婚法案そのものに

<sup>36</sup> Parliament, *Sessional Papers* (Lords), 1856 (H.L. 181), vol. xxiv, *Report from the Select Committee of the House of Lords on the Divorce and Matrimonial Causes Bill ...together with the Proceedings of the Committee.*

<sup>37</sup> 3 Hansard 142 (2 May 1856), 416.

<sup>38</sup> 3 Hansard 147 (13 August 1857), 1587.

反対の立場を主導しており、仮に離婚を認めるといふのであれば男女平等に認めるべきだとする主張によって、法案全体をつぶそうとしていた。グラッドストーンは例によって聖書に言及し、自説を次のように主張した。「キリスト教の教えの下での男女の平等という原則は、ゆるぎなく、あまねく、確固たるものであるが、これを形作るのは、男女かわりなく、キリスト教徒一人ひとりが主の御前に置かれるという直接の関係についての福音書に記載された、キリスト教ならではの特別な教義なのだ。」<sup>39</sup> グラッドストーンは、そのような解釈は彼の同僚の大半にとって、まず承服しがたいものだろうと認識していた。〔果たして〕貴族院議員も庶民院議員も、離婚事由を平等化するというリンドハースト卿の提案を受け入れなかった。女性が禁欲的な独身者か既婚女性、でなければ売春婦であると考えられていた社会において、婚姻外で性行為を経験した妻は、自ら妻の立場を放棄し、主教の目からすると、売女に身を落としたとみなされたのである。

議会在女性の火遊びよりも男性の火遊びに寛容だったことは、1854年に克蘭ワースが陳述のなかで、「少々羽目を外した」夫に不利な定めを法におくのは行き過ぎだろうと述べたことに、はっきりと表れている<sup>40</sup>。克蘭ワースの不用意な言葉は、新聞で報じられると何件かの憤りの批評を呼び起こした。『結婚および離婚法についての意見』（1855年）を著した匿名の著者は、夫の姦通は「少々羽目を外した」と描写するのに、妻の姦通は離婚事由とするのは、親殺してはならないからとして殺人を訴追することを拒むようなものだとして述べた<sup>41</sup>。『タイムズ』紙も克蘭ワースの「不適切な言葉遣い」を批判したが、同紙は克蘭ワースの考えではなく表現に腹を立てたのであって、離婚事由の平等を支持したのではなかった<sup>42</sup>。【以上翻訳：山口みどり】

議員たちは自分たちの階級の男性の刺激的な性体験を抑制されることについて気乗りしないようであったが、彼らの議論は、貧民と女性における放埒な性に対する恐怖の底流を暴き出した。グラッドストーンは同僚に警告した。「では、諸君が同邦人の品性をどれほど傷つけることになるか、気を付けたまえよ。イギリス人の気質がどれほど制限や統制から逃れがちであるか、イギリス人のなかにどんな情欲が住まわっているか、ご存じだと思うが<sup>43</sup>」。ダ

<sup>39</sup> 3 Hansard 147 (7 August 1857), 1272. グラッドストーンは平等主義的な主張を、女性を支援するための法改正に反対するために使うことに長けていた。30年後、彼は男性と同じ条件で女性に投票権を与えることに反対し、女性参政権運動の挫折に一役買ったが、彼の反対理由は、これにより女性全員ではなく、資産を持つ女性のみが参政権を持つことになるからというものであった。

<sup>40</sup> 3 Hansard 134 (13 June 1854), 7.

<sup>41</sup> *Remark on the Law of Marriage and Divorce: suggested by the Honourable Mrs. Norton's Letter to the Queen* (London: James Ridgway, 1855), 35.

<sup>42</sup> "The Law of Divorce," *Times* (London), 27 January 1857, p. 4b.

<sup>43</sup> 3 Hansard 147 (31 July 1857), 854. 議会の議論に関しては、Mary Lyndon Shanley, "One Must Ride Behind": Married Women's Rights and the Divorce Act of 1857" *Victorian Studies* 25 (Spring 1982) :

ンガノン子爵が恐れたのは、離婚法案が「不道德な欲望のままに振る舞うことを更に助長してしまうかもしれない」ことであった<sup>44</sup>。デザート伯爵は自らの恐怖を次のように表現した、すなわち、もし貧民が離婚することを許されたならば、彼らは婚姻というものを「夫婦という名の同棲関係」にすぎないものと見るようになるだろう<sup>45</sup>。オックスフォード主教は、「〔離婚を〕最底辺階級が容易にできるようになると、きっと婚姻生活という道徳的な清らかさが危険にさらされるだろう」と確信していた<sup>46</sup>。（同じようなことは1849年から1907年の間に19回以上あったのだが）1856年に議会は、死亡した妻の姉妹と結婚することを解禁する法案を議論し、否決した。この法案の支持者も反対者も、未婚の叔母が住まいを確保し、家事と子育てを手伝うために家族に加わった場合には、下層階級において妻の姉妹と不道德な性行為を行う誘惑が最も強まるだろうということには同意していた<sup>47</sup>。情欲の持つ不穏な力への恐れはまた、1857年わいせつ出版物禁止法を通過させることにも一役買っていた。議員たちは、ポルノの内容に怒っていたのではなく（論争的になったそれらのいくつかは、古典的な著者による詩や演劇と同じ程度に露骨であったにすぎない）、性的に刺激的な小冊子が今や数シリングで買うことができ、その結果広く入手可能であったという事実を怒っていた<sup>48</sup>。おそらく下層階級の不道德さを懸念した結果として離婚法は、離婚を認めるためのただ1つの裁判所をロンドンに設置することによって、事実上、下層階級が離婚することを妨げるものとなった。改革者たちは、議会による個別法律による離婚を廃止した狙いの1つとして「金持ちと貧乏人にはそれぞれ別の法律」状態になっているのを除くことにあったと力説していたのだが。

女性の性行動の破壊的可能性に対する恐れは、姦通者の再婚を禁止しようというオックスフォード主教の提案に最も明確に表れていた。夫との離婚を定めた条項が極めて限定的なものであったので、この禁止は圧倒的に女性に向けられたものになるはずであった。それが主教の意図したことであった。「姦通した女性には、その罪ゆえに、他の女性が受けているものを上回る特権を受ける資格がある〔べきだ〕」ということが彼には正しいとは思えなかつ

---

255-76 を参照。

<sup>44</sup> 3 Hansard 145 (19 May 1857), 514.

<sup>45</sup> 3 Hansard 143 (3 July 1856), 244.

<sup>46</sup> 3 Hansard 142 (26 June 1856), 1980.

<sup>47</sup> 例えば、3 Hansard 141 (25 April 1856), 1475-1528.

<sup>48</sup> 3 Hansard 146 (25 June 1857), 327-38; 3 Hansard 147 (12 August 1857), 1475-81. 離婚法が下層階級の不道德さを増すという恐怖は、エドワード・プリストウによって描かれたフランス革命後の数年間の状況と同様であった。すなわち、「無信仰、不道德さ、性的放縦は社会解体の前兆であった、」だから性的秩序と自制は、社会秩序の本質的な前提条件であった。Edward Bristow, *Vice and Vigilance: Purity Movements in Britain since 1700* (Totowa, N. J.: Rowman & Littlefield, 1977), 3 を参照。

た<sup>49</sup>。修正案が通過すれば、夫は完全に法的に免責されたまま何回でも姦通できたであろうし、他方で妻は1回の違反によって再婚の可能性がない離婚を強いられることになっていただろう。主教の修正案は最終的に否決されたのだが、それはその案が不公平だと判断されたからではない。再婚を禁じられた姦通妻が、禁欲的な生活を受け入れるどころか、とめどない情欲によって罪を繰り返す生活へと駆り立てられ、ついに売春にいたる、というイメージを反対者たちが想起したからだ<sup>50</sup>。

妻の姦通は夫のそれと比してはるかに根本的な婚姻への侵害である、というのが議会の判断であるという事実があったにもかかわらず、議員たちは女性の離婚の可能性を完全に閉ざしてしまうことには気が進まなかった。何が男性および女性にとっての離婚事由となるべきかという討論は、本質的には、何が婚姻契約違反を構成するかという論争であり、それゆえ婚姻の根本的な目的についての論争であった。貴族院が熱心に議論したのは、女性が婚姻の誓いから解放されることを求める際に法的根拠になるであろう、姦通と組み合わせ得る加重事由についてであった。強姦、肛門性交、遺棄、流刑、徒刑、近親相姦、重婚、虐待を含んだリストの内、貴族院は最後の3つのみを受け入れたが、これは、貴族院は夫による性暴力あるいは不当に長い夫の不在という罪は婚姻の絆にとって致命的なものであるとはみなさないということを意味していた<sup>51</sup>。婚姻内における性暴力は、貴族院議員にとって検討するにも及ばないことであった。夫は彼の妻の身体を好きにする権利を有するのであり、夫婦間の強姦で告発されることなど当然あり得なかった。

1857年に庶民院議員は、長々と続く会議において加重的な侵害という懸案を討論した。あるとき、ジョン・マナーズ卿は「夫婦の居宅で行われた姦通」は、妻側に離婚の権利を与えるべきだと提案した。議事妨害者たちが当該修正案に噛みついたため、「罪となり得ることに関して、彼らと多くの他の議員たちは、次第に催眠状態に陥ったように狂暴になった」<sup>52</sup>。好色な想像をしつつも、議員たちは婚姻の絆を破壊するような諸条件についての彼らの様々な解釈を伝えようと努めていた。妻の姦通は婚姻に対する他に類を見ないほどの致命的な侵害であるという見解を支えるために、議員たちは繰り返しイエスの以下の訓戒を引用した。「しかし、私は言うておく。妻の不品行という理由を除いて妻を離縁する者はだれ

<sup>49</sup> 3 Hansard 145 (19 May 1857), 524.

<sup>50</sup> ブルーム卿による、姦通者の再婚を禁じる提案に対する非難につき、3 Hansard 145 (4 July 1857), 1098を参照。

<sup>51</sup> *Sessional Papers (Lords)*, 1856 (H.L. 181), vol. xxiv, pp. 6-7; and 3 Hansard 145 (25 May 1857), 812-19.

<sup>52</sup> Margaret K. Woodhouse, "The Marriage and Divorce Bill of 1857," *American Journal of Legal History* 3 (1959) : 273.



でも、その女に姦通の罪を犯させることになる。」これにより、イエスが「離縁される」<sup>53</sup>のは、夫ではなく、妻のみを意図していたことを示そうとした。【以上翻訳：吉永圭】

---

<sup>53</sup> Matt. 5: 32; Matt. 19: 9 も参照。